

職業能力開発大学校・短期大学校における学修への単位認定等について

1. 職業能力開発大学校・短期大学校の概要

- 高校卒業者等を対象に、高度な知識と技能を兼ね備えた実践技術者、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる中小企業のものづくり基盤を支える人材を養成する教育施設（職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設、通称「ポリテク・カレッジ」）。学校教育法に基づく学校には当たらない。
- 設置者は国、都道府県又は認定を受けた事業主。
- 訓練期間は、短期大学校の場合は専門課程2年、大学校の場合は専門課程及び応用課程の計4年。

2. 経緯及び現状

- 平成15年に熊本県及び長野県から、平成21年に山形県から、職業能力開発短期大学校（以下「短期大学校」という。）の大学への編入学を認めるよう、構造改革特区制度に基づく規制改革要望があった。
- これを受けて、中央教育審議会において検討を行った結果、職業能力開発大学校・短期大学校（以下「職能大等」という。）は、既に単位認定が認められている短期大学や専門学校等と比較して、教員組織、教育課程、施設設備等の面で遜色ないものと考えられることから、単位認定については認めるべき旨を提言いただいたところ。
- この結果を受けて、文部科学省においては、平成26年、職能大等における学修について、大学における単位認定の対象とすることができる告示改正を行った。

3. 編入学に関する検討状況

- 一方で、中央教育審議会の審議においては、職能大等から大学への編入学を可能とするためには、職能大等における学修が、①実態に照らして、大学相当の教育であると認められる内容であること、②そのことを認めるために、大学における単位として、実際に認定を受けている実績があることが必要であるとの指摘がなされたところ。
- 文部科学省としては、「構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針（平成30年9月7日構造改革特別区域推進本部決定）に基づき、全大学に対し職能大等との単位認定等について周知し、単位認定の状況の把握に努め、その実績を見ながら令和3年度までに制度改正について検討を行うこととしている。

【参考】職能大等の単位認定に関する法令上の規定

○大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（大学以外の教育施設等における学修）

第二十九条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

○平成三年文部省告示第六十八号（大学設置基準第二十九条第一項の規定による大学が単位を与えることのできる学修）

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を次のように定め、平成三年七月一日から施行する。

五 次に掲げる学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

イ 略

ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校（略）

ハ～ホ 略



(抜粋)

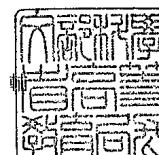
26文科高第421号
平成26年9月1日

記

各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長 殿
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

文部科学省高等教育局長

吉 田 大



(印影印刷)

大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部を改正する告示及び短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部を改正する告示の施行について（通知）

このたび、別添のとおり、「大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部を改正する告示」（平成26年文部科学省告示第123号）【別添1】及び「短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部を改正する告示」（平成26年文部科学省告示第124号）【別添2】が平成26年9月1日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、社会経済構造の変化等を踏まえ、多様な学びの場や進路選択の機会を提供していくため、様々な教育機関における多様な履修機会を確保する観点から、学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち防衛大学校等における学修で、大学又は短期大学において大学教育又は短期大学教育に相当する水準を有すると認めたものを、当該大学又は短期大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができるものとするものです。

この改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らください。

第一 改正の概要

一 大学及び短期大学が単位を与えることのできる学修

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項及び短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第15条第1項に規定する「文部科学大臣が別に定める学修」として、次に掲げる学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修で、大学又は短期大学において大学教育又は短期大学教育に相当する水準を有すると認めたものを新たに規定したこと。

- ① 防衛大学校
- ② 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校（旧中央職業訓練所、旧職業訓練大学校及び旧職業訓練短期大学校を含む。）
- ③ 水産大学校（水産講習所を含む。）
- ④ 国立看護大学校
- ⑤ 気象大学校
- ⑥ 海上保安大学校

二 その他

その他、所要の規定の整備を行ったこと。

第二 留意事項

一 今回の改正は、様々な教育機関における多様な学修機会が確保されるとともに、教育機関相互における流動性の高い接続の仕組みを構築するため、学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修のうち一定のものについて、各大学又は短期大学が当該大学又は短期大学における教育に相当する水準を有すると認めたものに限り、当該大学又は短期大学が単位を与えることができるものとするものであること。

このため、第一の一の①から⑥までの教育施設における学修の全てについて、大学又は短期大学が無条件で単位を与えることは適当ではなく、各大学及び短期大学において単位認定の対象としようとする第一の一の①から⑥までの教育施設における学修に係る学習時間や内容等をシラバス等において十分に確認し、当該大学及び短期大学における教育の内容や水準等を勘案した上で、適当と認める範囲内で単位の認定を行うよう十分留意すること。

二 大学設置基準第28条から第30条まで及び短期大学設置基準第14条から第16条までの規定に基づき、今回の改正により新たに大学又は短期大学の単位認定の対象として認められる第一の一の①から⑥までの教育施設における学修を含め、他の大学又は短期大学における授業科目の履修等による単位の認定、大学以外の教育施設等における学修による単位の認定又は入学前の既修得単位等の認定については、合わせて60単位を超えない範囲内とされていることに引き続き十分留意すること。